

標準旅行業約款(募集型企画旅行契約) 観光庁・消費者庁告示第1号(令和2年4月1日から適用)

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約(以下「募集型企画旅行契約」といいます。)は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般的に定める慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、当項の規定にかかるわざ、その特約が優先します。

(用語の定義)

第2条 この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供することできる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行料金が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内ののみの旅行をいり、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この部(「通信契約」)とは、当社が、当社又は他の募集型企画旅行を当社が代理して販売する会社と提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員との間で、電話、ファクシミリ、インターネットその他の通話手段による申込みを経て締結する募集型企画旅行契約であつて、当社が旅行者に対する有効な募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権を、当該債権又は債務が履行されるべき日以前に別途定める提携会社のカード会員の規約並に定めて決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金等を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定められた方法により支払うことを内容とする募集型企画旅行契約をいいます。

4 この約款で「カード利用日」とは、旅行者は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(旅券の発行)

第3条 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従つて、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

(手配代行者)

第4条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を兼として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の締結

(契約の申込み)

第5条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます。)に所定の項目を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社に通報の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかるわざ、申込みをしてしまうとする募集型企画旅行の申込書は、会員登録後、会員番号その他の事由について(以下次条において「会員番号」といいます。)を当社に通知しなければなりません。

3 第1条の申込書は、旅行代金又は宿泊料金等に係る運送・宿泊その他の一部として取り扱います。

4 募集型企画旅行の旅費に際し、特別な考慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出ください。このとき、当社は可能な範囲内で応じて応じます。

5 前項の申込に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

(電話等による予約)

第6条 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第1項又は第2項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出又は会員番号等を通知しないければなりません。

2 前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があつたとき又は会員番号等の通知があつたときは、募集型企画旅行契約の順位は、当該予約の受取の順位によることとなります。

3 旅行者が第1項の期間内に申込金を提出しない場合は又は会員番号等を通知しない場合は、当社は、予約をなからしたものとして取り扱います。

(契約締結の拒否)

第7条 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満しているとき。

(2) 必要旅券等の枚数が旅券予定期に定めたとき。

(3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼす又は团体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

(4) 通報契約を締結しようとする場合であつて、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できないとき。

(5) 旅行者が暴力的、暴虐的、暴力的關係者、暴力團體企業又は組合屋等の反社会的行為等で認められるとき。

(6) 旅行者が、当社に対して道徳的な要請行為、不必要な要求行為、取引に関して脅迫的な言動等くは暴力行為等に従事する行為を行ったとき。

(7) 旅行者が風説を流布し、偽証を利用し者若しくは威力を以て当社の信用を毀損し若しくは損害を被るおそれがある行為又はこれらに連なる行為を行つたとき。

(8) その他の当社の業務の妨げとなるとき。

(契約の成立時期)

第8条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込書を受理した時、成立するものとします。

2 通報契約は、前項の規定にかかるわざ、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時、成立するものとします。

(契約書面の交付)

第9条 当社は、前項の定める契約の成立後速やかに、旅行者による旅行日程、旅行サービスの内容、旅行の各所での旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)を交付します。

2 当社が募集型企画旅行契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

(契約書面の交付)

第10条 第1項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名前を記載できない場合に、旅行者に宿泊機関を開設する際に重要な運送機関の名前を記定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の翌日から起算して15日まで)に当該契約書面に記載する旅行代金の支拂うる日までに、これららの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)を交付します。

2 前項の場合において、旅行代理の確認を希望する旅行者なら問い合わせがあつたときは、確定書面の交付前であつても、当社は速かつ適切にこれに応じます。

3 第1項の確定書面を交付した場合には、前項第2項の規定により当社手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

(情報遮断の利用する方法)

第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするとき、旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行の各所での旅行条件及び当社に対する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に伴う書面(以下「記載事項」といいます。)を提供いたします。

2 前項の場合において、旅行者に使用する通信機器に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

(旅行契約の締結)

第12条 旅行者は、旅行開始までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する旅行代金を支拂わなければなりません。

2 通信契約は、締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名をもととして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

第3章 契約の変更

(契約内容の変更)

第13条 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の旅行日程における運送サービスの提供その他の当社の当面の閑む不得しい事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないとき、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が閑む不得しいものである理由及び当該事項との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容の他の募集型企画旅行契約の内容(以下「契約書面」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

(旅行契約の変更の要件)

第14条 当社は、募集型企画旅行を実施するに当たる利用する運送機関について運送を受ける運賃、料金(以下この条において「運送料金・料金」といいます。)が、著しく経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の運賃の際に明示した旅行においては有効なものとして表示されるている通常運賃、料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することがあります。

2 当社は、前項の規定によるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのばって15日以内に旅行者にその旨を通知します。

3 当社は、前項の規定によるところにより旅行代金を減額するときは、同項の定めるところにより、その額を既に受け取った旅行代金を減額します。

4 当社は、前項の規定に基づく契約内容の変更により旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更によるその提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、運送その他の既に払い、又はこれらに支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じた場合においては、運送機関が運送料金を下回して運送又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を変更します。

5 当社は、前項の規定によるところにより旅行代金を変更する場合は、契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用料金の額を変更することがあります。

6 当社は、前項の規定によるところにより旅行代金を変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのばって15日以内に旅行者にその旨を通知します。

7 当社は、前項の規定によるところにより旅行代金を変更する場合は、契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用料金の額を変更することがあります。

第4章 契約の解除

(旅行者の代替)

第15条 当社は、募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことがあります。

2 旅行者は、前項に定めた当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。

3 第1項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があつた時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承認するものとします。

第5章 団体・グループ契約

(旅行者の解除権)

第16条 旅行者は、いつもでも別表第1に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。

2 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

3 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

4 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

5 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

6 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

7 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

8 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

9 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

10 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

11 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

12 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

13 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

14 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

15 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

16 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

17 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

18 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

19 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

20 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

21 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

22 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

23 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

24 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

25 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

26 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

27 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

28 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

29 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

30 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

31 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

32 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

33 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

34 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

35 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

36 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

37 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

38 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

39 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

40 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

41 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

42 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

43 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

44 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

45 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

46 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

47 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

48 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

49 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

50 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

51 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

52 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

53 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

54 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

55 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

56 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

57 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

58 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

59 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

60 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

61 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

62 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかるわざ、旅行開始前に取消料を支払うべき旅行契約の解消権について、旅行者に損害を賠償する責任を負うことがあります。

63 旅行者は、次

標準旅行業約款(募集型企画旅行契約) 観光庁・消費者庁告示第1号(令和2年4月1日から適用)

1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれと下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間ににおける直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイルル中に記載があつた事項の変更	2.5	5.0

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1箇につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。

注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

一般社団法人 全国旅行業協会
保証社員
有限会社 りんどう観光
長野県知事登録旅行業 第2-208号
〒398-0002長野県大町市大町7031-4
TEL:0261-22-3589 FAX:0261-22-1371
Email:tomog220502@gmail.com
登録番号:T1100002027006
総合旅行業務取扱管理者:遠山 朋江